

【当該地域の所有者不明農地の概要】

極楽寺地域の東部において、令和6年度に担い手への集積集約が実現したことから、当該地域西部の地権者から、農地を貸し付けたいとの要望が寄せられた。

農業委員会では、要望を受け、西部の地域を対象とした所有者への農地の利用意向調査を実施。その結果、38, 147㎡（36筆）の集積に繋がったが、2筆（2, 163㎡）利用意向不明の農地が残り、農業委員が地域にヒアリングを行ったところ、地権者が亡くなっており、相続未登記であることが判明。

担い手からの借り受け希望もあったことから、所有者不明農地解消の取組を行うこととした。



所有者不明農地
(田 2筆 2,163㎡)

↓うち1筆の現況

【農業会議による支援の内容】

<農業委員会による取組と流れ>

令和7年10月に農業会議との初回打ち合わせを実施し、その後、登記名義人の確認や相続人の有無等を調査。結果、相続人のうち1名が存命であることを確認した。

令和7年12月に、2回目の打ち合わせを実施し、簡易書留での同意取得等、探索フローの確認を行い、実際に送付を行ったが所有者に到達せず返送された。このため、農地法に基づく公示により貸付を行うことを検討し、農業委員会から借受希望担い手に対し、賃貸借でも借り受け可であることを確認した。

令和8年2月に、調査結果を踏まえ、今後のスケジュールについて打ち合わせ、2月13日に公示を行った。

<農業会議による支援>

現地巡回（3回）による進捗把握、スケジュールの提示、県担当課・農地中間管理機構との連携・情報共有。

農地法・基盤法による探索フローの作成、各段階における様式等の提示。

<取り組みによる結果>

権利者1名を特定することができたが、判明した所有者からの応答がなく、所有者不明農地に係る公示の手続を行うに至った。（令和8年2月）

今後、2か月の公示終了後、機構への通知、県の裁定手続き等を経て、8月頃を目途に、担い手へ10年の権利設定を行う見通し。